

福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）（以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、中小企業の受注促進及び販路開拓を支援し、もって地場中小企業の健全な発展に資することを目的として行われる事業を促進するために交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 中小企業支援団体 中小企業者の経営基盤の強化等を支援する事業を行うことを目的とした法人であつて、主たる事務所を本市の区域内に有するものをいう。
- (3) 団体 中小企業者により構成される法人（法人格を有しない社団又は財団を含む。）であつて、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 規約、会則等の定めがあること。
 - イ 適切な会計処理がされていること。
 - ウ 法人の意思決定が民主的な方法により行われていること。
 - エ 代表者の定めがあり、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続すること。
 - オ 堅実な事業の遂行能力が十分であると認められること。
- (4) 連合会 複数の団体で構成される法人（法人格を有しない社団又は財団を含む。）であつて、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 規約、会則等の定めがあること。
 - イ 適切な会計処理がされていること。
 - ウ 法人の意思決定が民主的な方法により行われていること。
 - エ 代表者の定めがあり、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続すること。
 - オ 堅実な事業の遂行能力が十分であると認められること。
 - カ この要綱に定める補助事業の遂行能力が十分であると認められること。
 - キ 主たる事務所を本市の区域内に有していること。

(補助対象者)

第4条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。なお、補助対象者は公募により募集する。

- (1) 中小企業支援団体 次のいずれにも該当する者
 - ア 中小企業者の基盤の強化等の支援を目的とすること。
 - イ 受注促進及び販路開拓に関する事業を行うこと。
 - ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的としないこと。
 - エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としないこと。

オ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。

カ 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

(2) 団体又は連合会 次のいずれにも該当する者

ア 構成員の過半数が福岡市内に事業所を有する中小企業者であること。

イ 構成員の受注力向上及び販路開拓を図ることを目的とすること。

ウ 受発注に関する相談、斡旋及び販路開拓に関する事業を行うこと。

エ 前号ウからカまでに掲げる者であること。

（補助対象事業）

第5条 補助金を交付する対象事業は、次に掲げる事業とする。ただし、第9条の申請書を市長に提出する時点で、福岡市が交付する他の補助金に係る交付の申請を行っているものを除く。

(1) 受発注に関する相談及び斡旋

(2) 販路開拓

(3) 生産技術及び新製品の開発

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 報償費 講師謝礼金等

(2) 旅費 講師又は職員の旅行に係る経費等

(3) 需用費 印刷消耗品費等

(4) 役務費 通信運搬費、広告料等

(5) 使用料及び賃借料 自動車借上料、会場借上料、機械器具借上料等

(6) 備品購入費 機械器具等

(7) 委託費 ホームページの制作・管理運営費、イベント等の開催・参加に係る設営費、研究調査費等

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。この場合において、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

第8条 補助の対象期間は、交付決定の日から当該年度の3月31日までとする。

（補助金の交付の申請）

第9条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、市長に対しその定める期日までに、次に掲げる書類を添付した福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 事業収支予算書

(3) 定款、規約等

(4) 役員名簿

- (5) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないことの証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、各年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。）ごとに、各団体等につき 1 回とする。
- 3 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

（補助金の交付の決定）

- 第 10 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等（以下「審査等」という。）により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに交付の決定を行い、その旨を福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、交付の申請をした者に通知しなければならない。
- 2 市長は、第 1 項の交付の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助金の使途、事業の実施方法その他の必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、第 1 項の審査等の結果により補助金を交付することが不適当と認めたときは、すみやかに申請者に対しその旨を福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により通知しなければならない。
- 4 市長は、前条第 3 項ただし書により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定後において減額を行うこととし、その旨を付して交付決定を行うものとする。

（事業終了前の補助金の交付）

- 第 11 条 交付規則第 17 条第 1 項ただし書に規定する事業終了前の交付は、団体等から年間の資金計画等の提出を求め、その必要性が認められた場合に限り行うものとする。

（補助事業等の変更）

- 第 12 条 交付規則第 6 条第 1 項第 1 号若しくは同項第 2 号に規定する承認又は交付規則第 17 条第 1 項ただし書に規定する認定を受けようとするときは、補助事業者は、市長に対しあらかじめ福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付変更申請書（様式第 4 号）を提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、当該申請に係る事項を承認し、又は認定すべきものと認めたときは、第 7 条又は第 10 条第 1 号の決定を変更することができる。
- 3 市長は前項の規定により第 7 条の決定を変更した時は、福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付変更通知書（様式第 5 号）により、その変更の内容を補助事業者に通知しなければならない。
- 4 市長は、補助金の額を変更した場合において、すでに交付した補助金の額が、変更後の補助金の額を超えるときは、当該超える額に関し、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(暴力団の排除)

第13条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助対象者又はその役員が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員

(2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、交付決定者又はその役員が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合においては、第12条第4項の規定を準用する。

4 市長は、補助事業からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、団体等に対し団体等の役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときには、1月以内に事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業収支決算書

(2) 補助事業の実績及び成果を証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は前条に規定する書類の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(取得財産等の管理)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得若しくは効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

2 取得財産等のうち福岡市補助金交付規則第22条第2号の規定により市長が定める処分を制限する財産は、購入又は製作する機械装置、器具、工具で、取得価格及び効用の増加価格が1個

50 万円以上のものとする。

3 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第 9 号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

（委任）

第 18 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

（経過措置）

3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

（経過措置）

3 令和 5 年 2 月 28 日までに交付決定を行った補助金に対して適用する本要綱の規定は、従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

（経過措置）

3 令和 6 年 2 月 29 日までに交付決定を行った補助金に対して適用する本要綱の規定は、従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和10年3月31日をもって、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。
(経過措置)
- 3 令和7年2月28日までに交付決定を行った補助金に対して適用する本要綱の規定は、従前の例による。

様式第 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団 体 名

代表者氏名

福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付申請書

年度の福岡市受注促進及び販路開拓推進事業について、補助金の交付を受けた
いので、福岡市補助金交付規則及び福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付
要綱を遵守の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名 福岡市受注促進及び販路開拓推進事業

2 補助金額 金 円

3 申請者の営む主な事業

4 補助事業の目的及び内容

5 添付資料

別紙のとおり

☐ 事業計画書

☐ 事業収支予算書

☐ 団体の規約等

☐ 役員名簿

☐ その他市長が必要と認める書類

（※添付した書類は、□にレ印でチェックすること。）

6 概算払いの有無及び理由

様式第 2 号（第 10 条関係）

経支第 号
年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○

福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付をもって交付申請のあった福岡市受注促進及び販路開拓推進事業に係る補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により通知します。

記

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 補助事業名 | 福岡市受注促進及び販路開拓推進事業 |
| 2 補助金交付決定額 | 金 円 |
| 3 補助金交付予定時期 | 年 月 |
- 4 補助条件
- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し又は廃止する場合においては市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、要綱の定めるところにより、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を減額することになる。
 - (5) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをできる期間は、この交付決定通知書受領の日から 15 日以内とする。
 - (6) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

様式第 3 号（第 10 条関係）

経支第 号
年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○

福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付をもって申請のあった福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金については、審査の結果、交付しないこととしましたので、福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付要綱第 10 条第 4 項の規定により通知します。

記

【交付しない理由】

様式第 4 号（第 12 条関係）

年 月 日

（宛先）福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団 体 名

代表者氏名

福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付変更申請書

年 月 日付、経支第 号で交付決定通知のあった標記補助金の交付決定内容について、福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき下記の事項について承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（1）補助金の額 変更前 金 円

変更後 金 円

（2）添付資料 別紙のとおり

☐ 変更事業計画書

☐ 変更収支計画書

☐ 変更経費配分書

（※添付した書類は、□にレ印でチェックすること。）

様式第5号 (第12条関係)

第 号
年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○

福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付変更通知書

年 月 日付、経支第 号にて交付決定した福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金については、下記のとおり補助金の額の変更を承認したので、福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名 福岡市受注促進及び販路開拓推進事業
- 2 変更後補助金額 金 円

様式第 6 号（第 14 条関係）

年 月 日

（宛先）福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団 体 名

代表者氏名

事業実績報告書

年 月 日付、経支第 号で交付決定通知のあった標記の補助事業を完了しましたので、福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、その実績を下記の関係書類を添え報告します。

記

1 補助事業の実績

別紙のとおり

- ☐ 事業収支決算書
 - ☐ 補助事業の実績及び成果を証する書類
 - ☐ その他市長が必要と認める書類
- （※添付した書類は、□にレ印でチェックすること。）

※ 第 14 条第 2 項の規定に基づき、消費税等仕入控除税額が実績報告時点で明らかである場合はその額を記載し減額すること。

様式第 7 号（第 15 条関係）

経支第 号
年 月 日

様

福岡市長 ○○ ○○○

事業補助金確定通知書

年 月 日付、経支第 号にて交付決定した福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金については、実績報告書を確認の上、下記のとおり補助金の額を確定したので、福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金交付要綱第 15 条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名 福岡市受注促進及び販路開拓推進事業
- 2 補助確定金額 金 円

様式第 8 号（第 16 条関係）

年 月 日

（あて先）福 岡 市 長

団体の所在地 〒

団 体 名

代表者氏名

〇〇年度福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金
消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付、経支第 号により交付決定があった〇〇年度福岡市受注促進
及び販路開拓推進事業補助金について、次のとおり報告する。

記

1 補助金の額の確定額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税等仕入控除税
額

金 円

※ 2 の金額が 0 円の場合、以下のいずれかの該当する□にレ印でチェックすること。

- ☐ 免税事業者の場合
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合
- ☐ 消費税が課税されない任意団体等の場合

3 添付書類

2 の金額の積算の内訳書 等

※留意事項

- (1) 会計士等に確認のうえ回答してください。
- (2) 次のような消費税法の課税事業者は、複数の確定申告が必要になります。
 - ① 事業を翌年度に繰越した場合
 - ② 事業者の課税期間が4月～3月ではない場合

添 付 資 料

- (1) 2の金額が0円の場合

- ①免税事業者の場合

- ・補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・免税事業者届出書（法人税確定申告をしていない場合）

- ②簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合

- ・補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

- ③消費税が課税されない任意団体の場合

- ※原則添付資料不要ですが、必要に応じ資料の提出を求めることがあります。

- (2) 2の金額が0円以外の場合

- ・報告の内容が記載された概要（「別紙」参照）
 - ・消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
 - ・消費税及び地方消費税及び確定申告書の付表2「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算書表」の写し
 - ・その他参考となる資料（特定収入額、補助金のうち課税仕入れ等に係る消費税額がわかる資料）

(別紙)

- 1 施設名
- 2 補助事業者名
- 3 施設の所在地
- 4 補助金等の名称
- 5 補助金交付年度及び補助金確定額
- 6 補助金返還額の概要
 - (1) 特定収入額及び内訳
 - (2) 特定収入割合
 - (3) 課税売上割合
 - (4) 交付を受けた補助金のうち、課税仕入れ等にのみ使途が特定されている金額
 - (5) 補助金返還額

様式第9号（第17条関係）

福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金 財産処分承認申請書

令和 年 月 日

福岡市長 殿

所在地	(千 ー)
社名及び 代表者氏名	

<連絡先>

担当者氏名	
電話番号	() ー
メールアドレス	

福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金により取得した財産について、
下記のとおり処分したいので承認を申請します。

記

- 1. 処分財産の品名及び取得年月日
- 2. 処分財産の取得価格及び時価
- 3. 処分の方法（有償による処分の場合は、処分価格）
- 4. 処分の理由